経済産業省 資源エネルギー庁「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による
電気料金の値引きについて

シグニでんきの電力供給元である小売電気事業者（株式会社エネット）及び当社は、経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、本事業）による電気料金の値引きを、以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは必要ありません。

1. 本事業について

本事業は、国から小売事業者等への値引き原資の補助により、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、家庭・企業などを直接的に支援するものです。

2. 対象

シグニでんき（低圧）のご契約者様

3. 適用期間

2025年8月分（2025年8月燃料費等調整単価適用分）から2025年10月分（2025年10月燃料費等調整単価適用分）まで

4. 値引き方法

毎月のご使用量に応じて、燃料費等調整額にて値引き額を反映

5. 燃料費等調整単価

（1） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気供給約款附則3（燃料費調整）(1)ロによって算定された値といたします。

（2） 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力供給約款附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価　＝　燃料費調整単価　＋　離島ユニバーサルサービス調整単価※1　　－　特別措置単価

※1　（対象エリア）北海道、東北、中国、九州、沖縄

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2025年8月分、2025年10月分	2.00円/kWh

	2025年9月分	2.40円/kWh

6. 料金

2（適用期間）における、電気供給約款に定める電力量料金は、電気供給約款に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に 4（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

7. 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、小売電気事業者（株式会社エネット）のホームページ（https://www.ennet.co.jp/price/）にてご確認いただけます。

8. 問合せ窓口

［シグニ株式会社］

0120-343-155

月～金曜日 9:00～18:00/土曜日・祝日 9:00～17:00/日曜日 9:00～15:30

［株式会社エネット］

0120-2233-79　ガイダンス1：ご契約のお客様

平日 9:00～17:00（土曜・日曜・年末年始を除く）

［電気・ガス料金負担軽減支援事業（経済産業省　資源エネルギー庁ホームページ)］

https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

［電気・ガス料金負担軽減支援事業　事務局　需要家向け窓口］

0120-013-305

平日 9:00～17:00